

# 仙台市PTA協議会 傷害補償制度のご案内

仙台市PTA協議会は、児童生徒の心身ともに健やかな成長と、PTA会員が安心してPTA活動ができることを心から願っています。日常生活やPTA活動における傷害事故・賠償トラブル等は全く予想ができず、思いがけないところで起こります。このような事故に対して以下の補償を提供しています。なお、保険料はPTA協議会会費（1世帯）1,000円に含まれておりますので、保険料だけの集金はございません。

補償する主な例

## 児童生徒

☆学校管理下外で起きた傷害による治療・死亡に対して保険金の請求ができます。

- ・家庭内でのケガ
- ・公園などで遊んでいるケガ
- ・スポーツをしているケガ
- ・PTA活動に参加してのケガ
- ・登校、下校中のケガ
- ・外来の手術 ……等



## PTA会員

☆PTA主催（共催）の行事に参加、活動中の傷害による治療・死亡に対する補償、活動に伴い発生した管理者としての賠償責任を負担することで生じる賠償金を補償しています。

- ・PTA主催のスポーツ大会でケガをした
- ・PTA会議・総会中にケガを負った（往復途上含）
- ・地域の草刈活動中に近所のお宅の一部を破損した
- ・PTA会議で弁当による食中毒
- ・プール開放時に熱中症 ……等

※通院は90日限度・入院合算で180日限度となります。

対象者ならびに条件		補償項目	保険金額（補償限度額）	補償内容ならびに特記事項
児童・生徒	学校管理下外	死亡・後遺障害	65万円	後遺障害については、障害の程度により保険金額の4%～100%をお支払いします。
		入院日額	900円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償（180日限度）
		手術	4,500円～9,000円	入院中の手術は入院日額の10倍 外来の手術は入院日額の5倍の金額をお支払いします。
		通院日額	600円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償（90日限度）
PTA会員 (児童・生徒) (注)	PTA行事参加中 *プール開放事業を含む	死亡・後遺障害	300万円 (365万円)	後遺障害については、障害の程度により保険金額の4%～100%をお支払いします。
		入院日額	3,000円 (3,900円)	入院1日目から補償（180日限度）
		手術	1.5～3万円 (1.95～3.9万円)	入院中の手術は入院日額の10倍 外来の手術は入院日額の5倍の金額をお支払いします。
		通院日額	2,000円 (2,600円)	通院1日目から補償（90日限度）

PTA会員	PTA行事参加中	賠償	対人	1億円 / 1事故10億円	PTA活動において第三者への賠償責任を負った場合に各種費用をお支払いいたします。 ・自己負担として対人・対物について1,000円・借作物について5,000円を適用します。 ・自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任はお支払いできません。
			対物	500万円	
			借作物	10万円 / 期間中500万円	

※PTA会員欄のカッコ内の金額はPTA活動中の児童・生徒に関わる補償の金額です。（学校管理下外の補償を合算した金額を示しています。）但し、治療期間が7日以内の場合は生徒・児童についてもPTA会員と同額の補償となりますのでご注意ください。

※PTA会員には児童・生徒と両親の他、保護者の代理の方とPTA行事への参加が事前にPTAにより認められた方も含まれます。

※プール開放中、児童・生徒・PTA会員の傷害補償制度はPTA行事参加中の適用となります。

## 事故が発生したら（3つのご連絡方法から選択して下さい）

①事故が発生したら、保護者が損保ジャパン日本興亜（保険会社）へ電話（298-2280）をし、指示を受けて下さい。

②インターネット事故連絡

仙台市PTA協議会のHP（<http://www.pta-sendai.gr.jp/>）から損保ジャパン日本興亜インターネット事故受付サービスに進み、ネット上で事故連絡ができます。（携帯不可）ログインID・パスワードは共通で「ID:sendaishi パスワード:pta3088」です。

③QRからの事故連絡（右のQRコードから事故の連絡もできます。）



\*ご使用のパソコン・スマートフォン等によってはアクセスできない場合があります。（携帯電話でのご利用はできません。）

\*入院・退院のご請求金額が10万円以内のケガの場合は、保険金請求方法が簡略化されております。詳細につきましては、上記、①、②、③の方法でご連絡いただいた際に損保ジャパン日本興亜（保険会社）のご案内します。

\*事故連絡後必要な手続き完了後に、保護者の指定する口座に保険金が支払われます。また、事故に係わる情報につきましては所属の学校と情報共有させていただきます。

〈事故発生時のご相談の窓口〉

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35

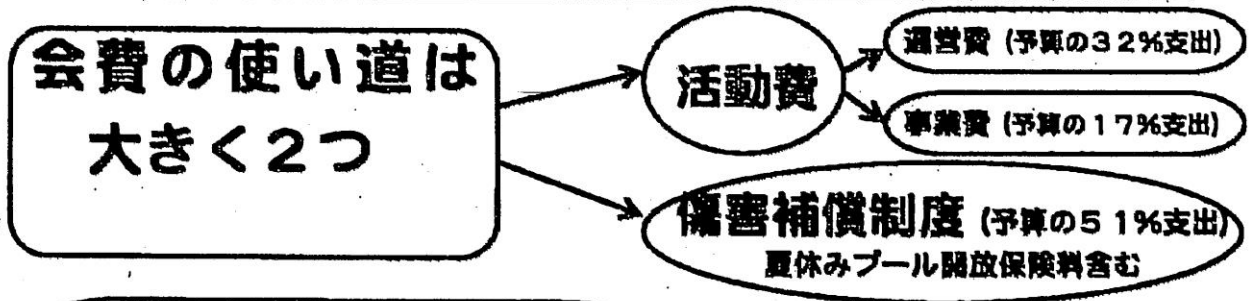
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 仙台火災新種保険金サービス課

TEL 022-298-2280

# 平成28年度 仙台市PTA協議会会費について

## 年間会費は実家庭につき1000円です

仙台市PTA協議会は、188の単位PTAが力を合わせて子どもたちの健康と豊かな心を育み、安全・安心な学校生活を過ごせるよう活動しています。これからも会員の皆様の温かいご支援とご協力、並びに会費の納入につきましてお願い申し上げます。



### 市P協の各種事業活動

大きな6つの柱があります

#### イベント

- ・仙台市PTA フェスティバル
- ・「守ろう大切な命」ポスターコンクール
- ・三行詩コンクール等

#### 研修

- ・PTA会長研修会
- ・校長・PTA会長教育研修会
- ・日本PTA中2国際交流・研修事業等

#### 表彰

- ・優良PTA団体・個人の表彰
- ・広報紙コンクール表彰
- ・篤行・善行児童生徒表彰等

#### 支援

- ・「被災地訪問活動支援」事業
- ・被災学校へ義援金等による支援

#### 交流

- ・市内各区PTA連合会との連携
- ・日本PTA・東北PTA・政令指定都市PTAとの連携等

#### 提言

- ・仙台市教育委員会へ各単位PTA・区P連の要望をまとめて「要望書」の提出等

### 傷害補償制度

仙台市PTA協議会の傷害補償制度は、全国的にも手続きが大変簡略された優れた制度です。裏面をご覧ください。

ケガをされた場合は直接保険会社へ電話1本でOKです

※ なお、50円の分担金は平成29年度までご協力願います。